

放送(アナログ放送)が終了します。

地デジに関する
相談・問い合わせ

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

☎0570-07-0101(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

テレビ・アンテナなど受信機器や工事については家電小売店などにご相談ください。

地デジを見るためには

アナログ放送を個別アンテナで受信している場合(1戸建て住宅等)

受信に必要なもの

・UHFアンテナ

UHFアンテナを設置している場合は、通常そのまま使用できます。

・地デジ対応の受信機

テレビが地デジ対応ではない場合は、チューナーやチューナー内蔵録画機器を接続するか、地デジ対応テレビに替えることにより視聴できます。



受信環境を整えるための費用

地上デジタル対応テレビを購入する場合

13型~50型程度で、4万円~60万円程度です。

地上デジタル対応チューナーなどを購入し受信する場合

現在お使いのテレビに、チューナーもしくはチューナー内蔵の録画機器を接続し受信しますが、チューナーで2万円~10万円程度、チューナー内蔵の録画機器は5万円~30万円程度となります。

UHFアンテナを設置していない場合は、別途、アンテナ工事費用がかかります。

なお、費用については現時点での実勢価格であり、今後変動が予想されます。



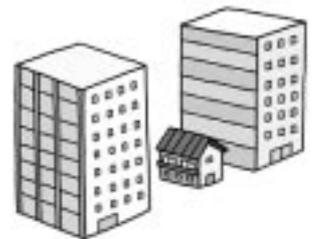
各種共聴施設でご覧の場合

建物などによる電波障害のため、共同受信施設により受信されている場合

地デジにより、電波障害を受けていた地域でも個別アンテナ設置で受信できる場合があります。引き続き電波障害を受ける場合は、共同受信施設の改修が必要です。

マンションやアパートなど共同アンテナ設置により受信している場合

地デジに対応していない施設は、改修を行うことにより受信できます



不用となったテレビは適正に処理してください

2011年(平成23年)の地デジ完全移行後は、既存のアナログテレビはチューナーなどを接続しない限り利用できません。今後、地デジ対応テレビへの買い替えなどにより、大量に廃棄されることが予想されています。家電リサイクル法では、不法投棄などの違反者に対し、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は1億円)以下の罰金などに処することが規定されています。不用となったテレビは家電小売店などに相談のうえ、適正な処理をしてください。



2011年7月、今までのテレビ

2011年（平成23年）7月24日、今までのアナログ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送（地デジ）へ移行します。

名寄市においては、NHK・民放4社が年内にデジタル中継局の整備・放送開始を予定しており、地デジ対応のテレビ・チューナーなどをお持ちの方は視聴が可能となります。

市民の皆さんの地デジ移行準備に向けた参考としていただくため、いくつかの点についてお知らせいたします。

地上デジタルテレビ放送とは

これまでのアナログ放送と比べて、より高品質な映像と音声を楽しめる新たな放送です。デジタル化により次のような便利で魅力あるサービスが楽しめるようになります。

高画質・高音質 高精細なハイビジョン映像、CD並みのクリアな音質が楽しめます。画像が2重・3重映りになる「ゴースト」障害も解消されます。



データ放送 いつでもニュースや気象情報など暮らしに役立つ番組が見られます。



双方向機能 クイズやアンケートなど、テレビ局と情報のやりとりができるようになり、視聴者参加型の番組が楽しめます。

番組予約 画面上で1週間先の番組まで確認することができ、その番組表からの録画予約も簡単にできます。

ワンセグ 携帯電話などで、移動中でも映像・音声に乱れが少ないテレビ放送をご覧になれます。また、同時にニュースや気象情報などのデータ放送も見ることができます。



マルチ編成 1つの画面で2～3番組を同時に見ることが可能となります。

人に優しい放送 字幕放送や解説放送をご覧になれます。また、受信機によっては音声速度を変えすることもできます。



地デジに便乗した詐欺・悪質商法にご注意を

地デジ移行に便乗し、十分な知識を持っていない世帯などを狙った詐欺や悪質商法が全国各地で発生しています。行政機関やテレビ局の名をかたった架空請求、頼んでもいないアンテナ工事の費用請求などの被害が報告されています。このような請求を受けたときは、すぐ支払わず、消費者相談窓口または警察にご相談ください。



（相談窓口）

- ・名寄市消費者センター ☎01654 3575
- ・名寄消費者協会 ☎01654 5630 ・風連消費者協会 ☎01655 2818
- ・市役所名寄庁舎1階生活環境課生活安全係 ☎01654 2111（内線3126）

（警察）

- ・名寄警察署 ☎01654 0110 ・旭川方面本部警察相談センター ☎#9110（相談専用電話）